

山梨県メディアプロモート業務委託仕様書

1 委託業務名

山梨県メディアプロモート業務

2 業務期間

契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

3 事業の目的

県が行う施策・事業の意図を正確に県民の皆様に理解して頂き、政策効果を最大限引き出すためには、様々な階層の方々にまず情報が伝わる必要がある。情報を拡散させるためには、新聞・テレビ・ラジオなどの既存メディアとともに、SNSなどのインターネットメディアを適時適切に組み合わせることが求められる。

このため、メディアに精通した外部専門家から、各メディアに対するプロモート活動への支援を受けることにより、記事掲載等による情報拡散を目指す。

4 業務内容

受託事業者は、次に掲げる（1）から（2）の項目について、山梨県と協議しながら委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項についても、本事業の受託者として決定した際のプロポーザル提案書に記載した事項のうち、山梨県の指示するものについては実施すること。

このほか、事業実施に当たっては、山梨県と協議の上、目標となる指標を定め、目標達成のために必要な事項については山梨県と協議のうえ随時実施すること。

（1）企画調査業務

①メディアプロモート計画策定

- ・テーマの選定、テーマに応じた情報拡散のための施策設計、ターゲットメディアの選定、実施スケジュールを示す計画を策定する。

②調査分析による計画のアップデート

- ・メディアプロモート計画に基づく情報拡散を実施後の分析に基づき計画をアップデートする。

（2）メディアプロモート活動

①プレスリリースの作成及びレポート等の作成

- ・メディアへアプローチするためのプレスリリースの作成及びアプローチ状況等の報告のためのレポート作成など

②メディアへのアプローチ

- ・メディアへの個別アプローチ等を通じたターゲットメディアへのアプローチや交渉など

③取材対応支援

- ・メディアからの取材要請に基づく対応や記者レク等に対する支援

④コンテンツ制作

- ・メディア掲載や取材招致のための専用コンテンツの制作（オウンドメディアとの連携）

なお、メディアプロモート活動において、以下の成功報酬額（税込み）を契約基本額に加算する。

- 成功報酬額は、業務期間終了後、掲載メディアの広告換算値（税込）を基に以下で算出した額をプロモート案件の着手月毎の成功報酬を年度末に算出する。

なお、成功報酬の判定要件となる掲載等の有無は契約期間を通じて判断するものとするが、年度末に翌年度以降の掲載の見込みが確実なものはその広告換算費を加えて成果指標を算出する。

広告換算値（税込み 円）/2,750,000（円）＝成果指標

成果指標 1.0 未満 →成功報酬額（月額） 0 円

〃 1.0 以上 1.2 未満 →成功報酬額（月額） 550,000 円

〃 1.2 以上 →成功報酬額（月額） 1,100,000 円

- 広告換算値は原則として（株）PRTIMES社が提示する方法で税込みの金額で判断することとする。

（参考：<https://prtimes.jp/magazine/advertising-conversion-value/>）

- 県と受託事業者は計画的にプロモート案件に取り組めるよう努めるものとする。

5 実施について

- 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。
- 受託事業者は、委託業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。

6 事業報告

委託業務終了後、委託契約等に基づき委託業務完了報告書を提出することとする。

7 委託業務の成果物について

委託業務に係る成果物の著作権は県に帰属するものとする。

8 遵守事項

- 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規を遵守すること。
- 山梨県情報セキュリティ基本方針等、山梨県の規定を遵守すること。